

第百七十二号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第十八条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等を踏まえ、子育て部分休暇を拡充する必要がある。